

最終更新日：2008年4月1日

グリーンランドリゾート株式会社

代表取締役社長 江里口 俊文

問合せ先：総務部 0968-66-2111

証券コード：9656

<http://www.greenland.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業競争力強化と経営判断の迅速化を図ると同時に継続的な成長・発展を目指すため、また企業の社会性やステークホルダーへの責務の観点から経営の健全性・公平性・透明性を図るため、ガバナンス体制の充実が重要課題であると考えており、具現化するために以下の施策をとっております。

- ・取締役7名のうち2名を社外取締役とし、原則毎月1回開催される取締役会において法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項の決議とともに業績の進捗状況の報告を行っており、迅速かつ的確な意思決定を行っております。
- ・グループ子会社の社長及び当社担当部長を招集した合同経営会議を毎月行い、経営課題の共有化と適切な対応を図っております。
- ・監査役4名のうち3名を社外監査役とし、定期的に監査役会を開催し、監査役間での情報共有、意見交換を行い、経営監視機能の向上を図っております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は合同経営会議など重要な会議に出席し、経営に関する監視の強化に努めております。
- ・「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議し、取締役の職務の執行が法令・及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を定めております。
- ・内部監査部門として内部監査室1名を設置し、業務活動の妥当性を検閲・分析し、法令及び社内規則に基づいて適正適法に行われているか、計画的に監査しております。
- ・社内規定は、経営・総務・人事・経理はもちろんのこと広範な事項に亘って整備しており、その内の「業務管理規定」には遊園地・ゴルフ場の安全管理・災害防止・事故発生時の措置方法・救急体制・連絡系統に関する規則、ゴルフ場の農薬安全使用規則、飲食業務の衛生管理に関する規則などを定め業務の普遍化を図っております。
- ・会計監査人として新日本監査法人と監査契約を結び会計監査を受けております。
- ・弁護士は弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスをを受けております。
- ・「個人情報の保護に関する法律」に基づくプライバシーポリシーを作成し、社内の啓蒙に努めるとともに当社ホームページに掲載しました。
- ・企業情報の開示につきましては、適時開示に係る社内体制により証券取引所の適時開示規則に基づく開示のほか、当社ホームページにおける各種企業情報の公開を積極的に行います。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
西部瓦斯株式会社	1,500,000	14.49
西部ガス興商株式会社	501,200	4.84
株式会社肥後銀行	500,000	4.83
株式会社三井住友銀行	487,600	4.71
三井鉱山株式会社	471,500	4.55
西日本メンテナンス株式会社	321,900	3.11
株式会社西日本シティ銀行	260,000	2.51
大牟田瓦斯株式会社	256,000	2.47
株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	250,000	2.41
九州ガス圧送株式会社	250,000	2.41

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 第二部、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	サービス業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小洞 秀幸	他の会社の出身者		○	○	○	○			○	
江口 正明	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
小洞 秀幸	当社のその他の関係会社である西部瓦斯株式会社常務取締役事業推進部担当(現任)	当社と西部瓦斯株式会社との今後に向けて相互の協力を図るとともに、経営の客観性や中立性を図るため。
江口 正明	当社の主要取引銀行である株式会社肥後銀行取締役監査部長(現任)	金融に対する専門的な知識を当社の経営に活かしていただくため。また、経営の客観性や中立性を図るため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

原則毎月の取締役会に出席し、客観的な視点からの多様なご意見をいただくとともに、取締役の職務の執行についてその適法性に関する監督機能を有しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとしています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
柿原 康一郎	他の会社の出身者					○			○	
永利 新一	公認会計士				○				○	
中尾 哲郎	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
柿原 康一郎	三井鉱山株式会社副社長副社長執行役員(現任)	経営者としての見識を当社の監査業務に活かしていた

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		だくため。
永利 新一	公認会計士(現任)	公認会計士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるため。
中尾 哲郎	弁護士(現任)	弁護士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

いずれの社外監査役も社外の良識や経験、見識に基づいた経営全般に対する客観的な視点からの問題把握と多彩なご意見をいただき、常勤監査役による日常監査と合わせ、監視・監査機能の強化と独立性を確保しています。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では、実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて開示した、当事業年度(平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役(うち社外取締役) 支給人員 7 名(1) 支給額 73,018 千円(900)

監査役(うち社外監査役) 支給人員 4 名(2) 支給額 8,919 千円(1,800)

計 支給人員 11 名(3) 支給額 81,937 千円(2,700)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役、社外監査役とも専任の補佐担当者は置いておりませんが、社外取締役については、その要請に応じ総務部員が対応し、社外監査役については監査役会を通じ、内部監査室員が対応することといたします。

また、情報伝達体制として、必要に応じ総務部より伝達することとしております。なお、取締役会資料については事前配布しており

ます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社の主な機関は、原則毎月開催する「取締役会」、グループ子会社社長及び当社担当部長を招集し毎月開催する「合同経営会議」であり、職務の執行にあたっては「組織規則・業務分掌規則・職務権限規則」において、それぞれの責任・執行手続きを詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。

監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は合同経営会議など重要な会議に出席しております。

内部監査室は、業務活動の妥当性・検閲分析を計画的に行っております。

会計監査人として新日本監査法人与監査契約を結び会計監査を受けています。

会計監査の状況は以下の通りです。

①業務を執行する公認会計士の氏名等

指定社員業務執行社員 藤田直己

指定社員業務執行社員 森 行一

※両名とも、継続監査年数は7年以下であります。

②所属する監査法人名

新日本監査法人

③監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 会計士補 3名 その他2名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会当日を、遊園地ご家族無料入園+フリーパス1名分を進呈する株主感謝デーとし、個人株主様の出席を促しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR資料のホームページ掲載	あり	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書等を掲載しております。また、公告方法を電子公告にしております。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	総務部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	一般顧客を対象とする事業活動をおこなっており、株主様や取引先、地域活性化に向けた事業として、行政・周辺住民の方々他、すべてのステークホルダーが顧客であるとの認識に立ち、その皆様に、サービスの満足度を高めることで感動の提供を目指しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、業務の適法性・効率性の確保並びに危機の管理体制を構築するため、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めます。

なお、今後とも社会情勢等環境の変化に応じ、その改善・充実を図り、一層適切な内部統制システムの構築に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行います。
 - ② 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務の執行についてその適法性に関する監督機能を確保します。
 - ③ 定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。
 - ④ 弁護士及び税理士とそれぞれ顧問契約を締結し、必要に応じ適法性を確認します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかる記録や、各取締役が職務権限規則に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規定に基づき適正に保存および管理します。
 - ② 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、本社において速やかに閲覧が可能となる場所に保管します。
3. 損失の危機に関する規程その他の体制
 - ① 各部所の長は、コンプライアンス、労働環境、災害、サービス対応、事故及び情報セキュリティ等内在するリスクを把握、分析し、危機の管理を監督します。
 - ② 業務管理規則における、遊園地・ゴルフ場の安全確保・災害防止規則、ゴルフ場の農薬安全使用規則、飲食業務の衛生管理に関する規則に則り、業務の普遍化を確保します。
 - ③ 重大な事態が発生した場合、即座に対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を構築します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行います。
 - ② 毎月開催する経営会議において、各事業部門、子会社の月次業績のレビューと効率化に向けた改善策を審議します。
 - ③ 取締役の職務の執行については、組織規則、業務分掌規則、職務権限規則において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社管理規則に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行います。
 - ② 子会社の監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監査します。
 - ③ 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の社長に報告します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとします。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けない体制とします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告します。
 - ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告します。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めます。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を

求めることができます。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

コーポレート・ガバナンス体制図

